

## 第46号議案

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月22日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

### 提案理由

地方税法の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図り、所得控除の特例措置を講じるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第12条 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）</u></p> <p><u>第12条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第21条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第12条 （略）</p>

改正後	改正前
<p><u>が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</u></p> <p><u>2 前項前段の場合において、第21条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、令和6年度分の第29条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第13条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「<u>まで並びに法附則第4条の5第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第13条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「<u>まで並びに法附則第4条の4第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市市税条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

地方税法の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図り、所得控除の特例措置を講じるため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 個人市民税（附則第12条の2関係）

ア 所得割の納税義務者の選択により、令和6年能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について損失（災害関連支出（※）がある場合には、申告書の提出の前日までに支出したものに限り、以下「損失対象金額」という。）が生じたときは、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以後の年度分の個人市民税の雑損控除等の適用対象とすることができる特例措置を設ける。

※ 災害関連支出とは、令和6年能登半島地震災害に関連するやむを得ない支出であって次のものをいう。

(ア) 住宅家財等の取壊し又は除去のための支出その他の災害に付随する支出

(イ) 住宅家財等の損壊により使用が困難となり、災害のやんだ日の翌日から3年を経過するまでにした支出で次に掲げるものその他これらに類する支出

a 土砂その他の障害物を除去するための支出

b 原状回復のための支出

c 損壊又は価値の減少を防止するための支出

(ウ) 住宅家財等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出

イ アの場合において、所得控除された損失対象金額は、令和7年度以後の個人市民税（令和6年分所得）に係るこの条例の適用については、当該損失対象金額が令和6年に生じなかったものとみなす。

ウ アの場合において、所得控除された損失対象金額のうち適用を受けた者と生計を一にする一定の親族の有する資産について生じた損失の金額（親族資産損失額）があるときは、当該親族資産損失額は、令和7年度以後の個人市民税（令和6年分所得）に係るこの条例の適用については、当該親族資産損失額が令和6年に生じなかったものとみなす。

エ アの規定は、令和6年度分の申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された確定申告書を含む。）にアの規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（不記載についてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り適用する。

## (2) その他規定の整理

### 3 施行期日

公布の日

## 地方税法の一部を改正する法律案の概要

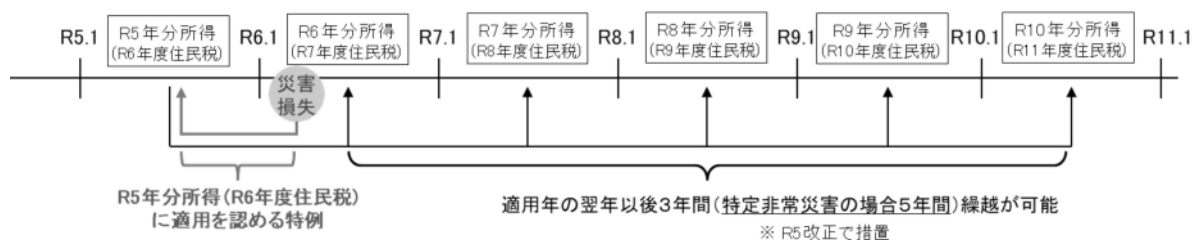
令和6年1月に発生した能登半島地震による災害（以下「今般の災害」という。）では、広範囲において、生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じており、かつ、発災日が1月1日と令和5年分所得税（令和6年度分個人住民税）の課税期間に極めて近接していること等の事情を総合的に勘案し、臨時・異例の対応として、令和6年度分個人住民税について、以下のとおり今般の災害による損失に係る特別な措置を講ずる。

### （雑損控除の特例）

- 今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人住民税（令和5年分所得）において（※）、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける。

（施行日：公布の日）

※ 現行法では、令和7年度分の個人住民税（令和6年分所得）から雑損控除を行うこととなる。



- （参考）雑損控除額の算出方法：次のうち、いずれか多い方の金額
- ・ (損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等×1/10)
  - ・ (災害関連支出の金額－保険金等による補てん額)－5万円